

熊本県公報

第 1 1 2 9 4 号
平成 17 年 8 月 3 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則の制定……………	(生活保護・援護課) 1
○熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則……………	(建 築 課) 4
告 示	
○漁獲共済に係る加入区(区域及び区分)の名称の変更……………	(漁 政 課) 5
○道路の供用開始……………	(道路総務課) 8
○指定居宅サービス事業所の指定……………	(高齢者支援総室) 8
○臨時種畜検査の実施……………	(畜産衛生課) 8
○指定居宅サービス事業所の指定……………	(高齢者支援総室) 9
公 告	
○定款変更認可……………	(農村計画課) 9
○ " "……………	(") 9
○税務システム用サーバ等及び電子申告審査システム用サーバ等賃貸借 の落札者……………	(税 務 課) 9
○特定非営利活動法人の設立認証申請……………	(男女共同参画パートナーシップ推進課) 9
○ " "……………	(") 10
○ " "……………	(") 10
○ " "……………	(") 10
○ " "……………	(") 11
○ " "……………	(") 11
○ " "……………	(") 11
○ " "……………	(") 11
○開発行為工事完了……………	(建 築 課) 11

規 則

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 17 年 8 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 60 号

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則
熊本県生活保護法施行細則(昭和 45 年熊本県規則第 34 号)の一部を次のように改正する。
別記第 19 号様式を次のように改める。

別記第19号様式(第6条関係)

保 護 決 定 通 知 書

福第 年 月 号 日

町村 様

福祉事務所長 印

年 月 日付け申請の生活保護法による保護を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 保護の種類及び程度

(1) 金銭給付

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	計
程度									
月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
日割計算による月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 現物給付

ア 種類 イ 程度

2 医療扶助本人支払額

ア 日割計算による本人支払月額 イ 平常月の本人支払月額

3 保護開始(変更)決定日

年 月 日

4 保護の方法

5 保護を決定した理由

6 扶助金の支給日及び支給場所

定例支給日 役場から通知のあった日 町村役場 支所等

7 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備 考)

- (1) この通知書の内容に疑問があれば、当福祉事務所にお尋ねください。
- (2) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
 - イ 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第20号様式を次のように改める。

別記第20号様式(第6条関係)

保 護 申 請 却 下 通 知 書

福第 号
年 月 日

町村

様

福祉事務所長 印

年 月 日付け申請の生活保護法による保護については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備 考)

- (1) この通知書の内容に疑問があれば当福祉事務所にお尋ねください。
- (2) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
 - イ 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式(第6条関係)

保護停止(廃止)決定通知書			
		福第	号
		年	月 日
町村	様		
		福祉事務所長	印
年 月 日付け 福第 号により決定通知しました生活保護法による保護を下記のとおり停止(廃止)しましたので通知します。			
記			
停止			
1	した保護の種類		
廃止			
2	停止する期間	年 月 日から	
		年 月 日まで	
3	廃止する時期	年 月 日	
4	理由		
(備考)			
(1) この通知書の内容に疑問があれば、当福祉事務所にお尋ねください。			
(2) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)			
(3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。			
ア 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。			
イ 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。			
ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 61 号

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則
 熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則（昭和 49 年熊本県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。
 「第 31 条の 2 第 2 項第 13 号ハ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ」に、「第 62 条の 3 第 4 項第 13 号ハ」を「第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ」に、「第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ニ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ」に、「第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ニ」を「第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 957 号

今般、大矢野町漁業協同組合、上天草漁業協同組合、龍ヶ岳町漁業協同組合、あまくさ漁業協同組合及び牛深市漁業協同組合が合併し、天草漁業協同組合となったが、当該漁業協同組合に係る漁業災害補償法第 105 条第 1 項第 2 号ロの規定による加入区（区域及び区分）については、同法施行令第 9 条第 2 項の規定に基づき、引き続き、存続させることとし、平成 15 年 7 月 4 日熊本県告示第 738 号（漁業災害補償法に基づく加入区（区域及び区分）の設定について）のうち、当該漁業協同組合に係る加入区（区域及び区分）の名称を次のとおり改正する。

平成 17 年 8 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（合併前の名称）

加入区の名 称	区 域	区 分
大矢野町加入区	大矢野町漁業協同組合の地区	小型定置漁業
		10 トン未満の漁船により主としてえび流網漁業を営む漁業
		10 トン未満の漁船により主としてたこを捕ることを目的とする漁業
		10 トン未満の漁船により主としてさよりまき網漁業を営む漁業
	上の 4 欄に掲げる漁業以外の漁業	
	大矢野漁業協同組合の地区のうち大矢野町上の地区	10 トン未満の漁船により主としてくちぞこ刺網漁業を営む漁業
上天草加入区	上天草漁業協同組合の地区のうち姫戸町の地区	ぼら飼付漁業
		上の欄に掲げる漁業以外の漁業
	上天草漁業協同組合の地区のうち松島町合津の地区	小型定置漁業
		上の欄に掲げる漁業以外の漁業
	上天草漁業協同組合の地区のうち松島町阿村の地区	小型定置漁業
		10 トン未満の漁船により営む漁業
		上の 2 欄に掲げる漁業以外の漁業
上天草漁業協同組合の地区のうち有明町楠甫の地区	小型定置漁業	
	上の欄に掲げる漁業以外の漁業	
	上天草漁業協同組合の地区のうち姫戸町、松島町合津、松島町阿村及び有明町楠甫を除く地区	法第 104 条第 2 号に掲げる漁業
あまくさ加入区	あまくさ漁業協同組合の地区のうち本渡市の地区	小型定置漁業
		上の欄に掲げる漁業以外の漁業
	あまくさ漁業協同組合の地区のうち五和町通詞の地区	10 トン未満の漁船により主としてたい延縄漁業を営む漁業
		10 トン未満の漁船により主としてえびこぎ網漁業を営む漁業

		上の2欄に掲げる漁業以外の漁業
	あまくさ漁業協同組合の地区のうち本渡市佐伊津町及び本渡市旭町の地区	小型定置漁業 上の欄に掲げる漁業以外の漁業
	あまくさ漁業協同組合の地区のうち河浦町崎津の地区	手繰網漁業 上の欄に掲げる漁業以外の漁業
	あまくさ漁業協同組合の地区のうち河浦町宮野河内の地区	小型定置漁業 10トン未満の漁船により主として吾智網漁業を営む漁業 10トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業 上の3欄に掲げる漁業以外の漁業
	あまくさ漁業協同組合の地区のうち荅北町の地区	小型定置漁業 上の欄に掲げる漁業以外の漁業
	あまくさ漁業協同組合の地区のうち荅北町坂瀬川の地区	10トン未満の漁船により主としてえびこぎ網漁業を営む漁業
	あまくさ漁業協同組合の地区のうち荅北町坂瀬川を除く荅北町の地区	10トン未満の漁船により主としてえびこぎ網漁業を営む漁業
	あまくさ漁業協同組合の地区のうち天草町の地区	手繰網漁業 大型定置漁業 小型定置漁業 上の3欄に掲げる漁業以外の漁業
	あまくさ漁業協同組合の地区のうち天草町下田の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業
	あまくさ漁業協同組合の地区のうち天草町高浜の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業
	あまくさ漁業協同組合の地区のうち天草町大江の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業
牛深市加入区	牛深市漁業協同組合の地区	しいらまき網漁業 10トン未満の漁船により主としていわし棒受網漁業を営む漁業 10トン以上の漁船でいわし棒受網漁業を営む漁業 上の3欄に掲げる漁業以外の漁業
	牛深市漁業協同組合の地区のうち牛深町天附の地区	10トン未満の漁船により主としてきびなご刺網漁業を営む漁業 小型定置漁業
	牛深市漁業協同組合の地区のうち久玉町の地区	小型定置漁業

(合併後の名称)

加入区の名称	区 域	区 分
天草加入区	天草漁業協同組合の地区のうち上天草市大矢野町上を除く上天草市大矢野町の地区	小型定置漁業
		10トン未満の漁船により主としてえび流網漁業を営む漁業
		10トン未満の漁船により主としてたこを捕ることを目的とする漁業
		10トン未満の漁船により主としてさよりまき網漁業を営む漁業
		上の4欄に掲げる漁業以外の漁業

天草漁業協同組合の地区のうち 上天草市大矢野町上の地区	10トン未満の漁船により主としてくちぞこ刺網漁業を営む漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 上天草市姫戸町の地区	ぼら飼付漁業 上の欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 上天草市松島町合津の地区	小型定置漁業 上の欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 上天草市松島町阿村の地区	小型定置漁業 10トン未満の漁船により営む漁業 上の2欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡有明町楠甫の地区	小型定置漁業 上の欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡御所浦町の地区	法第104条第2号に掲げる漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 本渡市佐伊津町及び本渡市旭町を除く本渡市の地区	小型定置漁業 上の欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡五和町通詞の地区	10トン未満の漁船により主としてたい延縄漁業を営む漁業 10トン未満の漁船により主としてえびこぎ網漁業を営む漁業 上の2欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 本渡市佐伊津町及び本渡市旭町の地区	小型定置漁業 上の欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡河浦町崎津の地区	手繰網漁業 上の欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡河浦町宮野河内の地区	小型定置漁業 10トン未満の漁船により主として吾智網漁業を営む漁業 10トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業 上の3欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡荅北町の地区	小型定置漁業 上の欄に掲げる漁業及びえびこぎ網漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡荅北町坂瀬川の地区	10トン未満の漁船により主としてえびこぎ網漁業を営む漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡荅北町坂瀬川を除く天草郡荅北町の地区	10トン未満の漁船により主としてえびこぎ網漁業を営む漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡天草町下田及び天草郡天草町高浜並びに天草郡天草町大江を除く天草郡天草町の地区	手繰網漁業 大型定置漁業 小型定置漁業 上の3欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡天草町下田の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡天草町高浜の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 天草郡天草町大江の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業

天草漁業協同組合の地区のうち 牛深市牛深町天附を除く牛深市 牛深町の地区	しいらまき網漁業
	10トン未満の漁船により主としていわし棒受網漁業 を営む漁業
	10トン以上の漁船でいわし棒受網漁業を営む漁業 上の3欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 牛深市牛深町天附の地区	10トン未満の漁船により主としてきびなご刺網漁業 を営む漁業
	小型定置漁業
天草漁業協同組合の地区のうち 牛深市久玉町の地区	小型定置漁業

熊本県告示第958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年8月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字溝口 3637番2地先から 同村甲字松本 3444番地先まで	1,038.5	付替道路

2 供用開始する期日 平成17年8月4日

熊本県告示第959号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター招福の里 八代市古閑下町2224番地	有限会社ラポール新世園	平成17年7月21日

熊本県告示第960号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

期日	場所
平成17年8月31日 午前10時から	社団法人家畜改良事業団 熊本種雄牛センター (阿蘇郡西原村河原大野4332-16)

熊本県告示第 961 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
草佳苑きくち 菊池市亘 264 番地 16	医療法人牧念人会	平成17年7月25日

公 告

熊本県公告第 589 号

本渡市本渡市土地改良区理事長安田公寛から平成17年6月22日付けで申請の定款変更については、平成17年7月26日付けで認可した。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 590 号

宇土市網津土地改良区理事長木村勝義から平成17年4月5日付けで申請の定款変更については、平成17年7月26日付けで認可した。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 591 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示する。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託業務の名称
税務システム用サーバ等及び電子申告審査システム用サーバ等の賃貸借
- 2 契約方式
一般競争入札
- 3 落札者決定日
平成17年7月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本市国府一丁目20番1号
肥銀リース株式会社
代表取締役 矢野賢一
- 5 落札価格
月額 3,183,810 円（うち消費税及び地方消費税 151,610 円）
- 6 入札公告日
平成17年5月30日
- 7 落札方式
最低価格
- 8 契約に関する事務を担当する部局の名称
熊本県総務部税務課管理班（熊本県庁行政棟本館3階）
郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 3371、3370

熊本県公告第 592 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年6月1日

- 2 名称
NPO 法人ななうら未来
- 3 代表者の氏名
森田 正治
- 4 主たる事務所の所在地
水俣市長野町 530 - 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、市民・行政・企業等の実施する、環境、教育、福祉、文化、産業、情報、観光、その他に関する個々の活動に対し、ネットワーク構築による情報交流と、連携・協力した活動への支援を行う事、また、これらに関する経験的・専門的な指導及び助言、並びに活動の実施を持って、地域としてのより有効な活動を促進し、地域のまちづくりや経済の活性をふくむ社会環境の充実に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 593 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年6月16日
- 2 名称
NPO 法人オーガニックコンシェルジュ協会
- 3 代表者の氏名
和田 光隆
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市尾ノ上四丁目11番132号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、一般消費者に対して、オーガニックや特別栽培などの規定等の知識について啓発活動事業を行い、安全安心な食生活の実現と自然との共存を図る社会の認知普及に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 594 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年6月20日
- 2 名称
NPO 法人熊本県キッズサッカー協議会
- 3 代表者の氏名
仲道 隆
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市徳王町 440
- 5 定款に記載された目的
この法人は、熊本県及び近郊の子供たちの心身の健やかな成長を願い、あわせてチーム相互の親睦を図ることを目的とする。

熊本県公告第 595 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年6月22日
- 2 名称
特定非営利活動法人健康生活
- 3 代表者の氏名
野田 裕三
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市上熊本一丁目3番9号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般住民に対して、医療、保健、福祉又は教育の増進を図る情報の収集及び発信事業を行い、健康な生活の維持に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 596 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年6月24日
- 2 名称
NPO 法人天草木場の杜自然学校
- 3 代表者の氏名
丸井 次郎
- 4 主たる事務所の所在地
天草郡苓北町都呂々 6119 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の者に対して、木場地区の自然の恵みや食、伝統、生活文化資源を生かした都市と農村の交流、子供の体験活動、農林業の振興、環境保全等の活動を通じて、まちづくりと地域住民をはじめとした社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 597 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年6月27日
- 2 名称
NPO 法人創作熊本
- 3 代表者の氏名
田中 健二
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市龍田町弓削 1082 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、青少年、知的障害者、認知症高齢者に対し、自立支援や健全な生活環境の推進に関する事業を行い、明るく平和に生活できる、社会形成を目指し、社会全体の利益の増進、及び平和の推進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 598 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年6月28日
- 2 名称
NPO 法人ビレッジ
- 3 代表者の氏名
松田 美保
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市砂原町 444 番地 1-302 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、在宅で介護が必要な高齢者、障害者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、心のこもった居宅サービス、居宅介護支援事業を行い、地域の人々が安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 599 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年8月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字宮園字二ノ迫 1018 番、同 1020 番 1、同 1020 番 2、同 1020 番 3、同 1020 番 4、同 1023 番、同 1024 番、同 1025 番、同 1029 番、同 1030 番 2、同 1030 番 3、同 1010 番 3 の一部及び同 1010 番 5 の一部
21,286.91 平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号
ヤマエ久野株式会社